

Client Alert

2025年2月号(Vol.134)

1. はじめに
2. 知的財産法:個人情報保護委員会が「個人情報保護法の制度的課題の再整理」を公表
3. 競争法/独禁法:米国のDOJ・FTC、労働者に影響を及ぼす事業活動に関するガイドラインを公表
4. エネルギー・インフラ:系統用蓄電池の系統連系に関する議論の動向
5. 労働法:労働施策総合推進法等の改正法律案要綱の答申について
6. 会社法:経済産業省、会社法の改正に関する報告書を公表
7. 危機管理・コンプライアンス:経済産業省、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令等を公表
8. 一般民事・債権管理:「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書(案)－早期での事業再生の円滑化に向けて－」の公表
9. M&A:東証、MBOにおける説明義務の厳格化を検討
10. キャピタル・マーケット:政策保有株式の開示に関するパブコメが公表
11. 税務:令和7年度税制改正大綱の閣議決定②
12. 国際訴訟・仲裁:LCIA(ロンドン国際仲裁裁判所)が所要コスト及び期間を公表
13. 国際通商/経済安全保障:輸出貿易管理令等の改正によるロシア制裁の強化
14. 米国:ガン・ジャンピング規制違反に基づく過去最高額の罰金事例
15. 中国・アジア(インド):デジタル個人情報保護規則案の公表
16. 新興国(トルコ):個人データ保護法のガイドライン策定

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2025年2月号(Vol.134)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法:個人情報保護委員会が「個人情報保護法の制度的課題の再整理」を公表

2025年1月22日に開催された第312回個人情報保護委員会の資料として、「個人情報保護法の制度的課題の再整理」及び「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進み方について」が公表されました。

「個人情報保護法の制度的課題の再整理」は、2024年6月27日に公表された「[個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理](#)」で示された具体的な検討事項に対する意見募集時における意見を踏まえ、個人情報保護委員会事務局がヒアリングを実施し、制度の基本的な在り方に関する議論を行った結果、短期的に検討すべき追加的な論点について整理され、中間整理で示された個別的検討事項を含めて、検討すべき制度的な論点を再整理したものであり、今後あり得る改正の方向性を示すものであるといえます。

注目されるポイントは、以下のとおりです。

・「同意規制の在り方」

「以下の場合には同意不要と整理できるのではないかとされています。

- ① 「統計作成等」(注:「個人の権利利益の侵害が想定されない統計作成等であると整理できる AI 開発等」を含む。)
「特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合」
- ② 「取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合」
- ③ 「生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であって本人同意を得ないことに相当の理由があるとき」

従来、個人情報取扱事業者としても実益が実感できないまま形式的に本人同意が要求され、データ活用に懸念が生じていた場面について一定の解決をしようという意図が読み取れます。

・「漏えい等発生時の対応(本人通知等)の在り方」

「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は本人通知不要と整理できるのではないかとされています。日本においては、漏えい等の際の個人情報保護委員会への報告と本人通知は同じ要件で要求されますが、欧州のGDPRにおいては、本人通知が必要な場面は当局報告が必要な場合よりも限定されていることを意識し、個人情報取扱事業者の負担軽減を図ろうとしている意図が読み取れます。

・「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」

「個人情報の取扱いに関わる実態(個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大、委託先の管理等を通じた安全管理措置に係る義務の適切な遂行が困難)を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方を検討すべきではないか」とされています。実務においても課題が多い委託先管理について、例えば、欧州のGDPR等において導入されている、管理者(コントローラー)と処理者(プロセッサー)の概念を導入し、委託先である処理者(プロセッサー)の義務を明確化する等して、規律の整理を行なうこと等が想定されていると思われます。

パートナー 小野寺 良文
 TEL : 03-5223-7769
yoshifumi.onodera@morihamada.com

パートナー 田中 浩之
 TEL : 03-6266-8597
hiroyuki.tanaka@morihamada.com

3. 競争法/独禁法:米国のDOJ・FTC、労働者に影響を及ぼす事業活動に関するガイドラインを公表

2025年1月16日、米国の司法省反トラスト局(「DOJ」)と連邦取引委員会(「FTC」)は、労働者に影響を及ぼす事業活動に関する反トラスト法ガイドライン¹(「本ガイドライン」)を共同で公表しました。本ガイドラインは、2016年に公表された人事担当者のための反トラスト法ガイドライン²(「旧ガイドライン」)に代わるものという位置付けです。

本ガイドラインは、労働市場に影響を及ぼす企業間の協定や雇用条件の設定を含む企業と労働者間の合意等について、DOJ や FTC がどのように評価するかを具体例とともに説明しています。本ガイドラインでは、反トラスト法違反となる可能性のある行為として、旧ガイドラインよりも広範な行為が挙げられています。その概要は下表のとおりです。

No.	行為類型	反トラスト法違反となる可能性のある行為の具体例
1	雇用主間での賃金に関する協定や引き抜き禁止協定	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を巡って競争関係にある事業者の間での、報酬条件について特定の水準又は範囲内とする合意 労働者を巡って競争関係にある事業者の間での、互いに労働者の引き抜きや勧誘をしない合意、その他労働者獲得競争を行わないことの合意(いわゆる「引き抜き禁止協定」) ※これらの合意は、賃金低下等の実際の害をもたらさなかった場

¹ <https://www.justice.gov/atr/media/1384596/dl?inline>

² <https://www.justice.gov/atr/file/903511/dl?inline>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

No.	行為類型	反トラスト法違反となる可能性のある行為の具体例
		合でも違法となるとされている
2	フランチャイズ契約における引き抜き禁止協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ (労働者を巡って競争関係にある)フランチャイザーとフランチャイジーとの間での、労働者獲得競争を行わないことの合意 ※当該合意は、労働者に実際の害をもたらさなかった場合でも違法となり得るとされている
3	雇用に関するセンシティブ情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業間における競争上センシティブな報酬その他の雇用条件に関する情報の交換(アルゴリズムや第三者を通じての情報交換も含まれる。)
4	労働者への競争禁止義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対する、転職や競合事業の立ち上げを制限する競争禁止義務の賦課
5	その他の制限的、排他的、又は略奪的な雇用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対する広範な秘密保持義務の賦課 ・ 労働者に対する退職時の研修費用の返済義務の賦課 ・ 労働者に対する広範な元の雇用主の顧客・取引先の勧誘の禁止 ・ 労働者が退職する際の金銭的ペナルティの支払要求 ※いずれも、労働者の転職や起業を妨げるような効果を有するような場合に問題となり得るとされている
6	労働者に誤解を与える報酬の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者が実際よりも多くの報酬を得られると思わせるような、虚偽又は誤解を招く表示

上表のうち、まず注目されるのは、No.3 の情報共有の点です。旧ガイドラインでは、企業間における労働条件に関するセンシティブ情報の交換は、中立的な第三者が情報交換を管理し、交換される対象が比較的古いデータであり、かつ元の個別のデータを識別できず、個々のデータを特定の情報源に結び付けることができない程度に集約されている場合であれば、適法と整理する余地があるとされていました。しかし、本ガイドラインではそのような記載は削除されているため、企業間の労働条件に関するセンシティブ情報の共有については DOJ や FTC が従前よりも厳格に考えている可能性があります。また、本ガイドラインは、反トラスト法は、従業員に対する行為だけでなく、独立した業務受託者との間の行為や、労働者と労働者が提供するサービスを求める消費者をマッチングさせるプラットフォームビジネスにも適用されることについても注意喚起しています。

本ガイドラインは、全体として旧ガイドラインよりも厳格化しているため、米国で事業展開している日本企業においては、本ガイドラインを踏まえた反トラスト法コンプライアンスに注意を払う必要があります。また、本ガイドラインが示す考え方は基本的に日本の独禁法上の考え方と同様であると考えられ、日本の独禁法のコンプライアンスの観点からも有益な指針を示しているといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹
TEL : 03-5223-7784
hideki.utsunomiya@morihamada.com

パートナー 竹腰 沙織
TEL : 03-6266-8903
saori.takekoshi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
TEL : 092-739-8144 (福岡)
shingo.ushirogata@morihamada.com

4. エネルギー・インフラ:系統用蓄電池の系統連系に関する議論の動向

系統用蓄電池は、事業者の充電計画次第では順潮流側が逆潮流時にも充電される可能性があるため、順潮流側の運用容量を超過することが想定される場合には原則として系統増強が必要となります。もっとも、系統増強には時間を要するため、現時点では暫定的な対策として、特別高圧に接続される系統用蓄電池について、N-1 充電停止装置が導入されている場合に限り、運用容量を拡大して系統増強なしで受け入れ可能な場合は接続を認める運用がされています³。

また、補助金の活用や長期脱炭素電源オークションの実施に伴う系統用蓄電池の接続検討等の急増により、一部の系統ではこのような対策を施してもなお順潮流側の運用容量を超える接続検討が出てきていることから、追加的な暫定措置として N-1 充電停止装置等の既存対策を適用しても、なお系統増強が必要な場合に限定して⁴、特定の時間帯における充電制限に同意すること等(充電制限契約)を前提に系統増強を回避できる場合には接続を認めるという早期連系追加対策を導入する方向で検討が進められてきました⁵。

今回は、2025年1月23日付で再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び電力・ガス基本政策小委員会の下に新たに設置された「次世代電力系統ワーキンググループ」(「本WG」)⁶にお

³ 第52回系統ワーキンググループ(「旧WG」)(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene/shinene/shinenergy/keito_wg/052.html)。

⁴ N-1 充電停止装置等が導入できない系統・電源において系統増強が必要な場合には、N-1 充電停止装置等の導入なしに早期連系追加対策を適用するとされ、また、系統用蓄電池設置者が早期連系追加対策ではなく、系統増強を希望する場合には従来どおり系統増強により対応するとされています。

⁵ 第53回旧WG(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene/shinene/shinenergy/keito_wg/053.html)において、①適用系統を基幹系統及びローカル系統(配電用変圧器を除く。)とし、適用電源及び制御対象を系統用蓄電池(系統充電する併設蓄電池を含む。)とすること、②充電制限契約を導入する系統は、系統の特性や既連系の系統用蓄電池の設備容量等を考慮の上で、一般送配電事業者が技術的観点から適用可否を判断すること、③充電制限の方法にあたっては、系統全体のフルブルーの仕組み(誤操作をしても事故につながらない、又は誤操作を防ぐ設計手法)の仕組みを検討すること、④早期連系追加対策の実施にかかる費用は蓄電池設置事業者負担とすること等が議論されました。

⁶ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/smart_power_grid_wg/001.html。これまで、再エネの出力制御対策や系統混雑に関する課題は系統ワーキンググループを中心に議論されてきましたが、電源・供給側の制度の在り方に加え、需要側のリソース活用や系統接続等、電力系統の次世代化を幅広く議論するために新たに本WGが設置されました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

いて議論された上記早期連系追加対策も含めた系統用蓄電池に関する諸課題について、その概要をご紹介します。

(1) 系統用蓄電池の早期連系追加対策について

本 WG では、早期連系追加対策における論点のうち、①充電制限時間・量の設定方法と、②アクセス検討フローの具体化につき、議論されました。

①のうち、充電制限時間の設定方法については、早期連系追加対策を適用する蓄電池の連系により想定潮流が運用容量を超える時間帯を充電制限対象とすることを基本とするとされています。また、充電制限量についても、想定潮流が運用容量以内となるように充電制限量を設定することを基本とすることで議論が進められています。

次に、②については、早期連系追加対策の選択は蓄電池設置事業者の判断となるため、接続検討申込みの段階で蓄電池設置事業者の早期連系追加対策の受容性を確認し、接続検討申込みの回答において適用可否を蓄電池設置事業者へ通知し、接続契約申込みの時点で早期連系追加対策への同意書を一般送配電事業者へ提出する、という方法が提案されています。

また、本 WG で取り上げられた上記①②の論点以外にも、(a)系統増強・既存の早期連系対策と今回追加する対策の関係性、(b)蓄電池設置事業者の事業性判断に資する情報提供方法、(c)各種市場・制度における早期連系追加対策の扱い、(d)早期連系追加対策における同意事項等の論点について、2025年4月から早期連系追加対策の提供開始に向けて、引き続き検討を進めるものとされています。

(2) 系統用蓄電池の接続ルールにおける課題について

上記のとおり、系統用蓄電池の急増に対し、系統増強を回避するための早期連系追加対策の検討が進められている一方、系統増強を行う場合における課題として、重潮流時間帯での充電を可能とする規模で増強を行うと、蓄電池設置事業者に多額の費用負担が発生する一方で、系統用蓄電池が重潮流時間帯に充電を行わなければ、結果的に設備利用率の低い非効率な設備形成となるといった点が認識されています。

本 WG では、「系統用蓄電池設置者が系統増強を希望した場合の費用負担の考え方についても見直しが必要」との考えが示され、①新規に系統接続となる系統用蓄電池とともに、ルール適用前に接続された既存の系統用蓄電池をどのように取り扱うか、という点や、②一般需要を含む電力の受領に関するルールの在り方も含む将来的な制度設計について、引き続き検討するものとされています。

以上のとおり、系統用蓄電池の系統接続ルールを巡っては、系統増強を回避することを前提とした2025年4月の暫定的な早期連系対策の提供開始に向けた検討と、系統増強を行う場合のルールの検討が同時並行的に進められておりますので、事業者は引き続き、今後の議論の動向を注視する必要があります。

パートナー 小林 卓泰
TEL : 03-5223-7768
takahiro.kobayashi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 秋元 純
TEL : 03-6212-8364
jun.akimoto@morihamada.com

5. 労働法:労働施策総合推進法等の改正法律案要綱の答申について

2025年1月27日、労働政策審議会は、厚生労働省から諮問のあった「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」(「本要綱」)について、妥当と認める旨の答申を行いました。

本要綱においては、①労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(「労推法」)、②雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(「均等法」)、③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(「女性活躍推進法」)の改正法律案の要項が定められています。

まず、①労推法について、事業主が、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、治療と就業を両立することを支援するために必要な体制の整備等の実施可能となるよう、必要な指針を定めて公表することを規定しています(事業主としては努力義務)。また、いわゆるカスタマーハラスメントに関連して、顧客等の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されないために必要な体制の整備等の実施可能となるよう、必要な指針を定めることを規定しています(こちらは事業主としても義務)。

また、②均等法について、求職活動等におけるセクハラ防止措置が事業主に対して義務化されるとともに、必要な指針が定められることを規定しています。

さらに、③女性活躍推進法について、女性の職業生活における活動の推進にあたり、女性の健康上の特性を配慮すべき事項に加えた上で、基本方針としてもセクハラ防止措置に関する事項が加えられ、同法の有効期間も10年間延長される(当該延長により有効期間が2036年までとなる)ことを規定しています。

今後、本要綱を踏まえた法律案の作成、国会提出がなされることとなりますので、今後の動向にも注視が必要となります。

パートナー 荒井 太一
TEL : 03-5220-1853
taichi.arai@morihamada.com

シニア・アソシエイト 澤 和樹
TEL : 03-6212-8387
kazuki.sawa@morihamada.com

6. 会社法:経済産業省、会社法の改正に関する報告書を公表

2025年1月17日、経済産業省に設置されている「「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」は、会社法の改正に関する報告書(「本報告書」)を公表しました。本報告書は、昨年9月に立ち上げられた同研究会における議論の内容を取りまとめたもので、各企業が「稼ぐ力」を強化していくために会社法はどのようにあるべきか、という観点から会社法の改正の方向性の在り方についてまとめたものです。本報告書で紹介されたポイントは多岐にわたりますが、主な内容は以下のとおりです。

1 価値創造ストーリーの構築

成長投資を通じた持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け価値創造ストーリーを構築するため、機関設計に関する見直しが示唆されています。具体的には、指名委員会等設置会社において社外取締役が取締役の過半数を占める場合は、指名の最終決定権限を取締役会に帰属させるべきとの見解が紹介されています。もっとも、この点については、委員会での議論の報告方法等の運用を見直すことで足り、会社法制度の優先的な見直しは不要との意見も紹介され、引き続き慎重な検討が必要と結論付けられています。

2 エンゲージメント(対話の実質化・効率化)

投資家とのエンゲージメントを通じて投資家の理解と信任を得るため、非効率を解消しつつ、企業と株主の双方からの必要かつ十分な開示を確保する方法が提案されています。具体的には、株主名簿上の株主等に対して企業への実質株主の情報開示を義務付けることや、会社法上の開示(事業報告等)と金商法上の開示(有報)の重複解消に向けた検討(一体開示の検討)を進めること、バーチャルオンリー株主総会について産業競争力強化法上必要とされている法務・経済産業大臣の確認手続を会社法上不要とする等してバーチャルオンリー株主総会を促進すること、濫用的な株主提案の実態を踏まえ、株主提案権の要件のうち、議決権数を基準とする要件(議決権300個)を廃止すること等が提案されています。

3 価値創造ストーリーの実行

企業経営者が大胆なリスクテイクを行い、成長投資を実行していくことを後押しする観点から、従業員や子会社の役職員に対しても株式の無償交付を可能にすることや、外国会社の買収においても自社株式を対価とすることを可能にすること、社債権者集会のバーチャル化による機動的な開催を可能とすること、経営者(取締役・執行役)も責任限定契約を締結することを可能にすること等が提案されています。

実際の会社法改正までにはまだ相応に時間がかかると思われませんが、本報告書で紹介された各論点は、

いずれも各社の実務と深く関わる重要事項であることから、各社は各論点に関する今後の議論を注意深く見守り、必要に応じて各社の実務を見直す必要があります。

<参考資料>

経済産業省:「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」において会社法の改正に関する報告書を取りまとめました(2025年1月17日)

<https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250117001/20250117001.html>

パートナー 石井 裕介
TEL : 03-5223-7737
yusuke.ishii@morihamada.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈
TEL : 03-5220-1847
ayana.kagawa@morihamada.com

7. 危機管理・コンプライアンス:経済産業省、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令等を公表

経済産業省は、2025年1月31日、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令等(「本省令」)を公表しました。

消費生活用品安全法等(いわゆる製品安全4法)⁷には、昨年の改正によりインターネット取引の拡大への対応及び玩具等の子供用の製品の安全確保への対応につき、様々な規制が設けられております⁸。

まず、インターネット取引の拡大への対応に関し、特に海外事業者がオンラインモール等を利用して国内の消費者に直接販売する場合に、製品の安全性に責任を負うべき製造・輸入事業者が国内に存在しないといった課題に対処するため、海外事業者を規制対象としました。同事業者に対しては、国内における責任者として国内管理人の選任を求めており、国内管理人は省令で定められる基準に適合するようにならなければなりません。本省令においては国内管理人の基準について、「日本国内に住所を有すること」、「日本語による会話能力を有すること」、「製品安全に関する法令を遵守するものであること」、「届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分等の通知等を受領する権限を付与されていること」、「国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること」等が定められています。また、国内管理人に対しては、年次の定期報告や海外事業者との間の委託契約解除時等の報告が求められております。

⁷ 消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をいいます。

⁸ 概要は、当事務所 [Client Alert 2024年4月号\(Vol.124\)](#)を併せてご参照いただけますと幸いです。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

次に、玩具等の子供用の製品の安全確保への対応に関し、子供用特定製品(主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品)について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意表示等の義務付けがされております。これらにつき、本省令においては、①乳幼児用玩具(3歳未満向け玩具)の技術基準として、例えば、「使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること」、「頸部を圧迫するおそれがないこと」、「口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと」、「口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること」、「飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること」、「玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと」等の基準が設けられています。また、②使用年齢基準については、「合理的な根拠に基づくものであること」、「広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと」、年齢の下限に関し「類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと」、及び「機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと」が設けられています。さらに、③注意表示については、すべての乳幼児用玩具について「使用に適した年齢」及び「保護者が見守る旨」の注意表示をすること、その他乳幼児用玩具の区分に応じた注意表示が設けられています。それぞれより具体的には、技術基準・使用年齢基準・注意表示を含む乳幼児用玩具の規制に関する運用・解釈が示されることとされており、実務上は、こちらの内容の把握が重要になります。こちらについては2024年12月10日から2025年1月10日までパブリックコメントが実施され、今後公表予定となっております。

製品安全4法は、消費者の安全を担保するための法律であり、万が一事故が生じた場合には、これらの定めを遵守していたかが問われることとなりますので、関係事業者は、製品安全4法に関する動向を引き続き注視する必要があります。

パートナー 藤津 康彦
TEL : 03-6212-8326
yasuhiko.fujitsu@morihamada.com

カウンセラー 加藤 裕之
TEL : 087-802-4492
hiroyuki.kato@morihamada.com

アソシエイト 奥田 敦貴
TEL : 03-5293-4845
atsuki.okuda@morihamada.com

8. 一般民事・債権管理:「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書(案) – 早期での事業再生の円滑化に向けて –」の公表

経済産業省は、2024年12月25日、「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書(案) – 早期での事業再生の円滑化に向けて –」(「本報告書案」)を公表し、2025年1月27日まで本報告書案に対するパブリックコメントの募集が行われました。

本報告書案は、上記委員会において検討が進められてきた、経済的に窮境に陥るおそれのある段階の事業者について、公平中立的な第三者機関と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ、金融債務の整理を迅速に行うことで、早期での事業再生を円滑に行うための新制度(「本制度」)に関する議論をまとめたものです。その内容は多岐にわたりますが、例えば、以下の制度案が示されています。

- ① 経済的窮境に陥るおそれのある事業者が、早期に過剰な金融債務の整理に着手し事業再生に取り組み、本制度の利用を躊躇しないよう、本制度の対象者には、業種や事業規模による制限を要件として設けない。
- ② 個別案件に応じて対象債権を柔軟に選択可能とした場合、債権者の予見可能性が下がることや、入口段階で手続の対象となるかの争いが生じ得ること等から、本制度で権利変更の対象となる債権は、金融機関等が有する金融債権に限定する。
- ③ 担保付債権について、本制度による権利変更の対象となる部分は当該債権の非保全部分のみとし、保全部分は権利変更の対象としない。
- ④ 対象債権者集会において、対象債権者全員の同意が得られた場合は、裁判所の認可を要せずに、対象債権の権利変更が直ちに効力を有することとし、全員同意が得られなかった場合は、議決権者の議決権の総額の4分の3以上の賛成により、対象債権の非保全部分の権利変更に係る決議の成立を認めることとする。また、単一の対象債権者が議決権者の議決権の総額の4分の3以上の議決権を有する場合に限り、可決要件に対象債権者集会に出席した議決権者の過半数の同意を頭数要件として加重する。

コロナ禍を経て事業会社を取り巻く環境が変化した昨今、金融債務の整理を含む抜本的な事業再構築・事業再生の必要性が高まっているところです。現在検討されている新たな枠組み・制度が、本報告書案に寄せられたパブリックコメントも踏まえ、最終的にどのような形で具体化されるのか引き続き注視する必要があります。

パートナー 石田 渉
TEL : 03-6266-8926
wataru.ishida@morihamada.com

シニア・アソシエイト 原田 昂
TEL : 03-6266-8512
takashi.harada@morihamada.com

9. M&A:東証、MBOにおける説明義務の厳格化を検討

東証が、MBO(マネジメント・バイアウト。対象会社の経営者が資金を出資し、事業の継続を前提として対象会社の株式を購入すること)について、対象会社側に新たなルールを義務付けることを検討していることが明らかになりました。

具体的には、東証の有価証券上場規程において規定されている「企業行動規範」において、対象会社側に対し、(i)特別委員会の設置、(ii)少数株主が企業価値に見合った正当な利益を得られているかに関して特別委員会から意見を入手すること、及び(iii)経営陣から提案された買収後の事業計画の詳細の開示等を義務付けるほか、特別委員会に対しても意見を出す際にかかる意見の根拠を明示すること等を義務付けることが検討されています。

今回新たに制定されるルールは、創業家の大株主が不当に安い価格で非上場化することを阻止し、少数株主の利益を守ることが目的とされています。

MBOにおける対象会社側への実務上の指針としては経済産業省が公表している「[公正な M&A の在り方に関する指針](#)」がありますが、当指針に法的拘束力はありません。一方、仮に新ルールが企業行動規範に盛り込まれる場合、ルール違反時に制裁が科される可能性があります。

2025年2月3日現在において、新ルールの内容及び違反時の罰則等の詳細は公表されていませんが、新ルールが施行された場合、M&A実務に与える影響は大きいものと考えられますので、今後の動向に注視する必要があります。

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

アソシエイト 藤井 啓樹
TEL : 03-6266-8941
keiki.fujii@morihamada.com

10. キャピタル・マーケット:政策保有株式の開示に関するパブコメが公表

金融庁は、2025年1月31日、政策保有株式の開示に係る企業内容等の開示に関する内閣府令(「開示府令」)及び企業内容等開示ガイドライン(「開示ガイドライン」)の改正案に対するパブリックコメントの結果(「本パブコメ」)を公表しました。

当事務所 [Client Alert 2025年1月号\(Vol.133\)](#)「金融庁、政策保有株式の開示に係る開示府令等の改正案を公表」では、本パブコメ手続前の改正案をご紹介しますが、本パブコメを踏まえて、開示ガイドラインの改正案について以下の修正がされました。

5-19-3-2 開示府令第二号様式記載上の注意(58)a、e 及び f に規定する「純投資目的」とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう。例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえないことに留意する。

本パブコメにおいて、提出会社が上場持株会社の株式を保有し、当該上場持株会社の子会社が提出会社の株式を保有している状況等、改正案の「当該株式の発行者が提出会社の株式を保有する関係にあること」との文言に該当しない場合に、純投資目的といえるとの誤解を招く可能性があるとの指摘がされました。これを受けて、当該文言は、あくまで「発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在」し得る例として挙げたものであり、実際にかかる事情が存在するかどうかは、第一義的には、個別事例ごとに提出会社自身が判断する必要があるとの考え方が示されました。そして、上記の状況であっても、当該上場持株会社との関係において「売却を妨げる事情」が存在する場合には、当該上場持株会社の株式について純投資目的で保有しているとはいえないと考えられることを踏まえ、上記の例における子会社が「当該株式の発行者」に含まれ得るとの趣旨を明確化するため、文言が修正されたものです。

このほか、本パブコメでは、新規公開時のロックアップによる譲渡制限や非上場株式に付される譲渡制限を理由に純投資目的であることが否定されるものではない旨や、「当該株式の売却に関して発行者の応諾を要する」とは、契約、取決め、慣行等により、提出会社の意思による発行者株式の売却が妨げられている事情があることをいい、必ずしも法的に売却が禁止されることまでは要しない旨も示されています。

本改正のうち開示府令の改正は2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、開示ガイドラインの改正は2025年1月31日から適用が開始します。そこで、2025年3月期以降の有価証券報告書を提出する企業や、今後新たに有価証券届出書を提出する企業においても、「純投資目的」

の解釈の見直しが必要でないか、検討が求められる点に留意が必要です。

パートナー 鈴木 克昌
TEL : 03-6212-8327
katsumasa.suzuki@morihamada.com

シニア・アソシエイト 森田 理早
TEL : 03-6213-8124
risa.morita@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
TEL : 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

11. 税務:令和 7 年度税制改正大綱の閣議決定②

昨年 12 月 27 日、内閣は令和 7 年度税制改正大綱を閣議決定しました。

令和 7 年度税制改正大綱も、例年と同様、その内容は多岐にわたりますが、当事務所 [Client Alert 2025 年 1 月号\(Vol.133\)](#)に引き続き、そのうち特に注目すべきものについて簡潔にご紹介します。

まず、個人所得課税のうち、信託型ストックオプションに関しては、与党版の大綱 6 頁における基本的考え方において、「スタートアップの人材確保を支援するストックオプション税制について、信託等を利用することで本税制の要件を満たさずに同じ税優遇効果を生むスキームに対して適正化の措置を講ずる」とされていた点について記載されています。

すなわち、大綱では、受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が「特定法人課税信託」であるときは、受益者等が株式の取得価額を引き継ぐという取扱いをせずに、時価で株式を取得したものとして、所得課税されるとしているため、信託型ストックオプションの利用について再考を要することも予想されます。

次に、消費課税に関しては、外国人旅行者向け免税制度(輸出物品販売場制度)について、出国時に税関において持出しが確認された後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直すとしています。

いずれも具体的な法案の内容はいまだ明らかとなっておらず、また、国会の議論次第では税制改正大綱の内容とは異なったものとなる可能性もあるため、引き続き動向を注視する必要があります。

<参考資料>

令和 7 年度税制改正大綱(与党版 自民党 HP)

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

令和 7 年度税制改正大綱(財務省 HP)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf

令和 7 年度税制改正大綱の概要(財務省 HP)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.pdf

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 山岡 孝太
TEL : 052-446-8659
kota.yamaoka@morihamada.com

12. 国際訴訟・仲裁: LCIA(ロンドン国際仲裁裁判所)が所要コスト及び期間を公表

2024 年 12 月 30 日、仲裁機関である London Court of International Arbitration(ロンドン国際仲裁裁判所、略称 LCIA)が、同機関において 2017 年 1 月 1 日から 2024 年 5 月 12 日までの間に最終仲裁判断に至った 616 件の仲裁手続のデータをもとに、所要コスト及び期間に関する公表を行いました。

期間は中央値が 20 ヶ月で、2017 年に行われた前回調査から 2 ヶ月長くなっています。但し、係争額が 100 万米ドル以下の仲裁手続は、中央値が 12 ヶ月となっており、係争額が大きくなるに従い、期間が長くなる傾向が見られます。

仲裁人が仲裁判断を作成するのに要する期間は、中央値が 4 ヶ月となっています。LCIA の仲裁規則では、仲裁判断は 3 ヶ月以内に作成することが期待されているところ、中央値はこれに近い数値となっています。

コストは、当事者が LCIA に収める仲裁人報酬、管理手数料等を対象とするものであり、弁護士費用等は対象としないものですが、中央値は 11 万 7,653 米ドルとなっています。LCIA の仲裁人報酬は、ICC、SIAC、HKIAC 等の主要仲裁機関における仲裁人報酬よりも低額とのことであり、その低額さないし価格差は、係争額が 1 億米ドル以上という高額の仲裁手続において、顕著に表れるとのことです。但し、日本の仲裁機関である JCAA のコストは、近時の円安もあり、さらに低額となり得ます。

また、コストは期間と連動しており、期間が長くなるほど、コストも増加する傾向が見られます。最終仲裁判断までの所要期間が 7~12 ヶ月である場合、そのうち 70%の仲裁手続においてコストは 5 万米ドル以下である一方、最終仲裁判断までの所要期間が 2 年を超える場合、その過半の仲裁手続においてコストが 30 万米ドルを超えます。

国際仲裁手続において、コスト及び期間は、当事者である企業が関心を持つ事項であるところ、今回の当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

LCIA の公表は、これらにつき目安となる数値と、傾向を教えてくれるものです。このような仲裁機関による情報提供は、国際仲裁手続の予測可能性を高めるための努力として、有益と考えられます。

パートナー 関戸 麦
TEL : 03-5223-7759
mugi.sekido@morihamada.com

外国法事務弁護士 コリン・トレハーン
TEL : 03-5220-1827
colin.trehearne@morihamada.com

13. 国際通商／経済安全保障：輸出貿易管理令等の改正によるロシア制裁の強化

2025年1月10日、外為法に基づく追加のロシア制裁の実施が閣議決定されました。当該措置は、①資産凍結、②ロシア内外の団体に対する輸出の禁止、③ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等の禁止に大別されます。①は、支払等及び資本取引を許可制とする対象者につき、ロシアの関係者等(11個人、29団体、3行)、ロシア及びベラルーシ以外の国の関係者等(1個人、1行)を追加するものです。②は、ロシアの特定団体(22団体)への全品目(無償の救じゅつ品を除く。)の輸出及び技術提供を禁止するものです。また、制裁迂回に関与した疑いがあるとして、ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体(31団体)に対しても輸出等が禁止されました。③は、輸出貿易管理令の改正によるロシアの産業基盤強化に資する物品等(335品目)の追加、貨物省令の改正による輸出禁止品目への化学物質の追加等であり、これら政省令等の改正は同月16日付で公布されています。

パートナー 石本 茂彦
TEL : 03-5223-7736
shigehiko.ishimoto@morihamada.com

カウンセラー 吉田 瑞穂
TEL : 03-6266-8994
mizuho.yoshida@morihamada.com

14. 米国：ガン・ジャンピング規制違反に基づく過去最高額の罰金事例

2025年1月7日、連邦取引委員会(「FTC」)は、XCL Resources Holdings, LLC(「XCL」)、Verdun Oil Company II, LLC(「Verdun」)及びEP Energy LLC(「EP」)が2022年に実行した合併に関して、ハート・スコット・ロディーノ反トラスト改正法(「HSR法」)のガン・ジャンピング規制違反の罰金

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

額として過去最高額となる約 568 万米ドルの罰金を当事者に科すことを公表しました。

HSR 法は、一定の閾値を超える取引を米国司法省(「DOJ」)及び FTC に届出し、取引完了前に待期間が経過することを要求しているところ、かかる待機義務に違反して、買収者が HSR 法上の待期間が終了する前に、対象事業に関して実質的な所有権(beneficial ownership)を取得するような行為をした場合には、いわゆるガン・ジャンピングに該当します。「beneficial ownership」はいくつかの指標に基づいて判断されますが、本件において DOJ が提出した訴状においては、「beneficial ownership」の具体的な指標として、通常の業務上の意思決定の支配、契約上の義務の引受けや拒否、競争上の機密情報の取得、財務的な利益及び損失の共有を挙げています。

本件では、FTC 及び DOJ は、売主である EP が買主である Verdun 及び XCL に対して、合併前における EP の日常業務の重要な側面に関する運営及び意思決定の管理を許可したため、ガン・ジャンピングに該当すると主張しました。具体的に問題となった主な行為・契約条項は以下のとおりです。

- ・ 売主の 25 万米ドルを超える支出に対する買主の承認権:買収契約上、売主である EP は、25 万 USD を超えるすべての支出について、買主である XCL 又は Verdun に対して承認権が与えられていました。この規定は EP の日常的な支出の多くに適用され、さらに、実際には XCL と Verdun が 25 万米ドルの閾値をはるかに下回る小さな支出も承認していたと主張しています。FTC は、25 万 USD という閾値は、原油開発及び生産事業において比較的低い閾値と主張しています。
- ・ 売主の油井開発活動に関する買主の承認権:買収契約上、EP の進行中及び計画中の原油開発及び生産活動に対する事前承認権が XCL 及び Verdun に付与されていました。現に、XCL の従業員は、EP の井戸設計及び計画活動を積極的に監督し、EP のサイト設計計画及びベンダー選定プロセスに変更を要求したとされています。
- ・ 売主の従業員の採用に関する買主の承認権:EP は、掘削及び生産業務を実施するために必要となる現場レベルの従業員の採用について、XCL 及び Verdun の承認を求めたとされています。
- ・ 売主の顧客の共有:XCL の従業員は、EP の供給不足について EP の顧客と直接調整し、代替供給を手配するために自社の供給やスポット市場での購入により、EP の義務を代わりに履行したとされています。
- ・ EP の顧客に対する価格調整の指示:Verdun は、EP の特定の顧客との契約が市場価格を下回っていることから、EP に対して顧客との次の契約期間中に EP が価格を引き上げるよう具体的に指示し、EP はその指示に従ったとされています。
- ・ 競争上の機密情報の共有:EP は、買収契約のサイニング後からクロージングの数ヶ月前まで、XCL 及び Verdun に対してクリーンチーム等の情報隔壁に関する取り決めなく、ほぼ無制限に機微情報へのアクセスを提供し、EP の競争上の機密情報、顧客契約及び価格情報、日々の供給及び生産報告、事業計画、ベンダーとの契約に関する情報等を提供していたとされています。また、これらの情報が、

Verdun の従業員によって、Verdun と EP がまだ市場競争相手であったプレマーケット期間中の価格及び契約条件を通知するために使用されたとされています。

買収契約において Interim operating covenants を規定すること自体は米国の M&A においても一般的ですが、あくまで対象事業の価値を維持し、対象事業が通常の業務に従って運営されることを確保することが目的となります。ガン・ジャンピング規制違反と判断される事例では、Interim operating covenants が対象事業の通常の事業運営を制限するために使用されたと判断されるケースが多く、買収契約において Interim operating covenants を規定する際には、対象事業の価値を維持するために必要な義務のみを含むように狭く設定され、待期間の終了前に、対象会社の通常の業務運営や一般的な事業判断に関与したといわれないようにすることが重要となります。

パートナー 梅津 英明
TEL : 03-6212-8347/+1-929-519-5772
hideaki.umetsu@morihamada.com

パートナー 加賀美 有人
TEL : 03-5223-7757/+1-646-255-1158
aruto.kagami@morihamada.com

パートナー 鈴木 信彦
TEL : 03-6266-8952/+1-347-219-0717
nobuhiko.suzuki@morihamada.com

シニア・アソシエイト 早野 正隆
TEL : 03-6212-8367/+1-347-219-0720
masataka.hayano@morihamada.com

15. 中国・アジア(インド): デジタル個人情報保護規則案の公表

2025 年 1 月 3 日、インド政府により、デジタル個人情報保護法 (Digital Personal Data Protection Act, 2023) に基づくデジタル個人情報保護規則案 (Digital Personal Data Protection Rules, 2025:「本規則案」) が公表されました。本規則案は 2025 年 2 月 18 日までパブリックコメントに付される予定です。

本規則案では、デジタル個人情報保護法上のデータ受託者 (Data Fiduciary) の義務が具体化されており、例えば、データ受託者がデジタル個人情報を処理する場合に必要なデータ主体 (Data Principal) への通知、データ受託者が講じるべきセキュリティ対策の内容、デジタル個人情報の漏えい等の侵害を認識した場合のデータ主体及びデータ保護委員会 (Data Protection Board) に対する通知の内容等について、規定が設けられています。

本規則案では、デジタル個人情報保護法と同様に、越境移転やデータ・ローカライゼーションに関する具体

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

的な規制内容は定められていない一方で、インド国内で処理された個人情報又はインド国内のデータ主体に対する商品若しくはサービスの提供に関連してインド国外において処理された個人情報について、インド国外に移転する場合、データ受託者はインド中央政府が定める一定の要求に適合することが必要である旨が規定されており、具体的な規制内容はインド中央政府により別途定められる建付けとされています。

以上のほか、本規則案は、データ保護委員会の構成、データ主体の権利の行使方法、重要なデータ受託者の追加的な義務、同意の管理等を行う Consent Manager の義務等が規定されています。本規則案は現在パブリックコメントに付されているため、動向に注視していく必要があります。

パートナー 御代田 有恒
TEL : 03-6266-8989
aritsune.miyoda@morihamada.com

シニア・アソシエイト 小林 高大
TEL : 03-5220-1856
s.takahiro.kobayashi@morihamada.com

16. 新興国(トルコ):個人データ保護法のガイドライン策定

当事務所の [Client Alert 2024 年 6 月号 \(Vol.126\)](#) でもご紹介しましたとおり、トルコでは、個人データ保護法(Turkish Data Protection Law No. 6698、「TDPL」)が昨年改正されましたが(「本改正」)、2024 年 9 月 1 日より、個人データの越境移転に関する規定(9 条)が適用されることとなり、かかる適用等の有無を明確にするため、2025 年 1 月、トルコのデータ保護当局(DPA)は個人データの越境移転に関するガイドライン(「ガイドライン」)を発表しました。

ガイドラインでは、本改正の目的及び根拠、TDPL 9 条に基づく越境移転とみなされる場合及び越境移転が許容される場合の要件、標準契約条項を含む越境移転のメカニズム等について規定されています。本レターではガイドラインの中でも実務上の影響が大きいと考えられる個人データの越境移転についてご紹介します。

個人データの越境移転は、TDPL では明確に定義されていなかったところ、ガイドラインでは、関連する規則と併せて、①移転当事者であるデータ管理者又はデータ処理者が TDPL を遵守すること、②移転当事者により処理された個人データが移転され又はアクセス可能であること、③TDPL の適用対象か否かにかかわらず、個人データを受け取るデータ管理者又はデータ処理者が第三国に所在していることという 3 つの基準に分けて定義されると規定されています。なお、ガイドラインにおいて、国内のデータ主体から直接個人データを収集する場合には越境移転には該当しないと明確化された一方で、データ管理者又はデータ処理者が国外で直接収集したデータをさらに国外のほかのデータ処理者に移転する場合には TDPL 9 条の適用

対象になると規定されています。

本改正の主な目的は、TDPL9 条を GDPR に整合させる点にあるところ、ガイドラインが策定され、越境移転の基準が明確化されたことで、トルコにおける個人データ保護の枠組みと GDPR を整合させる大きな一歩が踏み出されたということが出来ます。また、ガイドラインは、詳細な指示や具体例を示していますが、いずれもトルコの個人情報保護委員会における今後の決定と併せて解釈する必要があるため、データ管理者及びデータ処理者に該当する場合には引き続き TDPL に関する今後の動向を確認する必要があります。

パートナー 西尾 賢司
TEL : 03-6266-8762
kenji.nishio@morihamada.com

アソシエイト 野々口 華子
TEL : 03-6266-8712
hanako.nonoguchi@morihamada.com

アソシエイト 白崎 翔
TEL : 03-5220-1931
sho.shirasaki@morihamada.com

アソシエイト 若林 慶太郎
TEL : 03-5220-1974
keitaro.wakabayashi@morihamada.com